

平成30年度

第2回長浜市国民健康保険運営協議会

会 議 録

平成30年8月23日（木） 午後2時から

長浜市役所 本庁3階 3-Bコミュニテールーム

平成30年度 第2回長浜市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 平成30年8月23日（木）午後2時～午後3時30分
- 2 場 所 長浜市役所 本庁3階 3-Bコミュニティルーム
- 3 出席者 [被保険者を代表する委員] 4名
廣部恭子委員、保積郷司委員、川瀬等委員、岡本茂委員

[保険医または保険薬剤師を代表する委員] 1名
室谷節子委員

[公益を代表する委員] 4名
小林治一良委員、福井正俊委員、荒田喜美子委員、野村桂子委員

[被用者保険等保険者を代表する委員] 2名
三原謙司委員、大橋弘明委員

[市側、事務局職員] 14名
市民生活部 八上部長
健康福祉部 且本部長
保険医療課 明石課長、中上課長代理、中島副参事、西尾主幹、宮本主査
税務課 大谷課長、青井主幹
滞納整理課 曾我課長、松橋課長代理
健康推進課 伊藤参事、岸下副参事、福永主幹
- 4 欠席者 [保険医または保険薬剤師を代表する委員] 3名
布施隆治委員、安達貴子委員、川瀬仁史委員

[被用者保険等保険者を代表する委員] 1名
吉川浩司委員
- 5 署名委員 室谷節子委員、福井正俊委員

6 議事

事務局	<p>《 会 議 録 》 《開会 午後2時00分》</p> <p>本日は、皆様には大変お忙しいところ、また、お足元悪い中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、本日は台風 20 号が接近しており、先ほど、暴風警報が発令されました。できるだけ迅速に会議を終了したいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から、平成 30 年度第 2 回「長浜市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。</p> <p>なお、本日の会議に、保険医・薬剤師代表の布施委員様、安達委員様、川瀬委員様、被用者保険等保険者代表の吉川委員様より、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>本会議につきましては、「長浜市国民健康保険規則」の第 4 条第 4 項に、各選出区分それぞれ 1 名以上の出席があり、かつ、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない旨の規定がありますが、本日は、各区分に 1 名以上で合計 10 名の出席者がいますので、開催の要件を満たしておりますことをご報告申しあげます。</p> <p>それでは、事前にお送りしております資料の会議次第に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>この「国民健康保険運営協議会」の会議は、長浜市情報公開条例の規定に基づき「原則公開」とさせていただきますのでご了承ください。</p> <p>なお、本日の傍聴のお申込みはございませんでした。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、市民生活部長からご挨拶申しあげます。</p>
部長	<p>【部長あいさつ】</p>
事務局	<p>それでは会議に入らせていただきます。</p> <p>このあとの進行につきましては、規定（規則第 4 条第 3 項）によりまして、小林会長様に議長をお願いいたします。小林会長様、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>本日は、ご苦労様です。</p> <p>皆様のご協力のもと、円滑に会議を進めてまいりたいと思いますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは会議次第の 3「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名委員は長浜市国民健康保険規則第 7 条において、議長および協議会において定めた 2 人の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただき、ご承認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>会議録署名委員を 室谷委員さんと福井委員さんをお願いしたいと思います。</p>

	後日、事務局で作成します議事録にご署名をお願いします。
議長	<p>それでは、会議次第4の議事に移りたいと思います。</p> <p>はじめに（1）の「平成29年度長浜市国民健康保険特別会計決算について」、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「平成29年度長浜市国民健康保険特別会計決算について」 （保険医療課長、税務課長、健康福祉課副参事説明）</p> <p>説明趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の歳入歳出状況を説明 ・平成29年度事業計画（重点事業）の結果および評価を説明
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問等はございませんか。
委員	2ページ目の決算3、療養給付費交付金ですが、平成29年度は平成28年度と比べると3億3千万円と大幅に金額が違うのですが、なぜこれだけ差異があるのかお聞きしたい。それと、この療養給付費交付金ですが、右側に説明があるのですが、理解するのが難しいので、どういうものなのか教えていただきたい。
議長	事務局の方から、療養給付費交付金についての内容と金額が減った理由についてお願いいたします。
事務局 (保険医療課)	<p>まず、療養給付費交付金がどういったものなのかということをご説明させていただきます。</p> <p>その前に説明をしないといけないのは、国民健康保険の被保険者には一般の被保険者と退職の被保険者があります。退職の被保険者とは、今まで社会保険に長く勤めて加入していらっしゃった方が国民健康保険に退職してこられたという方です。これは年金記録の長さですとか、そういったことで条件が決まってきます。この方については、60歳から65歳までの間は、社会保険の方である程度、疾病があった場合にそれ以前の生活等に一定の原因があるだろうということで、社会保険の支払基金からお金をもらっているということです。そのもらっているお金がこの療養給付費交付金ということになります。どうしてこれだけ大きく下がったのかということですが、実は、退職者被保険者という制度自体が平成27年度から新規適用をやめております。それはなぜかと言いますと、療養給付費交付金の下に前期高齢者交付金というものがあります。この前期高齢者納付金というのは、高齢者の人がかかった医療費及び人数に応じて全国的に分け合っている制度になります。この制度があることによって退職者の医療費にかかる分け合いの制度が役目を終えたということで、平成27年度以降、退職者の新規適用がなくなりまして、今は暫定で平成27年度の時点ですでに退職者であった人たちの医療費分だけ、この退職者交付金という形で支払基金からいただいています。新しい適用はないのですが一年一年、終わっていく人たちがいらっしゃいます。これは60歳から65歳までの制度ですので、人数が毎年減少しているということで、その人数の減少に応じてもらえる交付額も大きく減少しているということになっており</p>

ます。このままですと、平成 32 年には制度に該当する方がいっしょらなくなります。そして、もう一つ、平成 30 年度からは都道府県化ということになりましたので、こういった支払基金とのお金のやりとりはすべて県が行うことになりましたので、平成 30 年度からは当市の決算書からは消えるものにはなりません。けれども、制度としては、県と支払基金が平成 32 年度まで続けていって、それ以降はなくなるというものです。以上です。

議長

よろしいでしょうか。

委員

私が退職した時はこういう制度がなかったのだからわからなかったのですが、おぼろげに、わかったような気がします。

それですね、繰越金が 3 億 4,200 万円という大きな金額となっていて、平成 28 年度から比べますと 2 億 5,200 万円ほどの余剰金がでていっていることになっています。1 ページに戻ると、先ほどご説明にありました被保険者数 1,147 名減、世帯数 458 世帯減ということですし、この下の 3 番目ですが、これも前年度と比較して歳入総額 1 億 4,335 万円減、歳出総額 3 億 7,812 万円減ということですが、歳入歳出総額だけが增加して 2 億 3,477 万円増となっています。全体の会計をみてみますと、私の勘違いかもしれませんが、被保険者数が減ることによって会計がスムーズにいくというか、悪化しないと思うのですが、言っている意味がわかりますか。保険者数が少なくなればなるほど、会計が健全化されているように感じるのです。そういう考え方でよろしいのでしょうか。そこらへんお願いしたいのです。

それと、もう一つ、未収金の状況ですが、これも 28 億 8,891 万円という分母があります。そこに不納欠損額が 2.47% ですね。2.47% という、なるほど、そんなもんかなと感じるが、実際金額が 7,148 万円と見るとなかなか看過できない感じを受けるのです。これはこれでいいのですが、滞納繰越分として、24.64% となっている。これは相当な金額になろうかと思うのです。これは支えあって運営されているとよく言われるのですが、そういう中で、これだけの滞納額というのは看過できない、容認できないと思うのです。そこでお聞きしたいのは、だいたい前の話ですが、飲食の場合の滞納、例えば、料亭で飲み食いしたお金、出前の料理のお支払いがされていない場合は 1 年間の時効と聞いているのです。しかし、1 年間の時効というのは、1 年間の時効までに、再度、請求書を送ったら、その送った時点から 1 年間の時効が延長されるということです。今、法律が変わったかもしれませんが、これは保険料ですから、前回の説明では 2 年間の時効と聞いています。時効の前に再度、請求したら、2 年間時効が伸びるのか。それは、どれくらい伸びるのか。

もう一つ、保険料と保険税ですね。保険税の場合は時効が何年になっているのか。保険料の場合は 2 年ですね。保険税の場合は時効年数が何年なのか、これをお聞きしたい。

もう一つ、税と料の話ですが、長浜市は保険料ですが、13 市 6 町のなかで、保険料と保険税といろいろな制度を使っておられると思います。県に財布がわたったということで、税と料でまちまちの市町がありますので、これを県の方で統一することをお考えになっているのか。あるいは、長浜市としてそういう要

望、考え方を持っておられるのか。この辺をお聞きしたいです。保険料ですと、議会の議決が必要なくなるので、その辺のメリットが確かにあります。しかし、デメリットとして、時効が2年間となっています。保険税となると、当然、差し押さえの順位も繰り上がりますので。保険税の方は、県の議会の議決を得たらいいのではないのでしょうか。これも私が間違っているかもしれません。財布が県になったので、県の運営で滞納の問題も解決されていくべきではないかと思えます。そこらへんをお聞きしておきたいと思えます。

議長

4点、ご質問があったかと思えます。

1点目は、被保険者数の減少に伴って収支の因果関係がどのようになるのか、2点目は、収納未済、滞納金の取扱いについてどのようになっているのかということ、3点目が、時効はどのような考え方になっているのか、4点目は、財政が県に移行していますけれども保険料、税について統一する方向があるのかどうか、その考え方についてということかと思えます。よろしくお願ひします。

事務局

(保険医療課長)

最初のご質問で、国保の加入者数が減っていることが健全運営に繋がっているのではないかというご質問かと思えます。先ほどもご説明しましたが、一人当たりの医療費は、年々上がってきています。ただ、上がり具合がかなり緩やかになってきているという事実がございます。医療費がたくさん上がるだろうと想定して保険料をある程度高めに設定して集めました。が、実際は、少ししか上がらなかったため、余ってきたということでご理解をいただきたいと思えます。

それと、私の説明が悪かったのですが、平成29年度と平成28年度で財政の規模が若干縮小したのは、全体の被保険者数が減ってきているため、一人当たりの医療費が伸びていることがずっと続いていますので、それが、ある程度フラットになるとか、減ってこない限り、苦しい運営が続くだろうと考えております。

委員

その割に、収支の余剰金が極めて高いと思うのですが。

事務局

(保険医療課長)

余剰金が出てきている背景には、その前の年に医療費が非常に上がりましたので保険料を上げていることがございます。保険料を上げたまま平成29年度は据え置きましたが、想定より医療費が上がらなかったため余剰金が出てきているということです。それともう一つは、平成29年度は国の助成金の保険者努力支援制度というものがあまして、長浜市が努力し、良い成績をあげたのでたくさんいただけたということと、もう一つ、別に国からお金がもらえる補助金がございます。お金がいただける当たり年といいたいまいしょうか、頑張ったことが認められまして、国からの給付金が増えたということです。支出の方が、想定よりも減り、想定よりも収入が増えたという状況がありましたので、余剰金が出てきたということになります。

議長

直接的に関係ないということですね。被保険者数が減ったからということで収支が改善されているということではないということですね。

一番大きな要因は、医療費が大きく伸びたかどうかということ、あとは、保険料が上がったとか、国から交付金が増えたということがあるということですね。

	<p>それでは、2点目の質問についてお願いします。</p> <p>2点目は滞納整理の時効の流れですね。滞納の額が大きいことを問題視されているのですね。</p>
委員	<p>私がお聞きしたいのは、時効年数です。</p>
事務局 (滞納整理課長)	<p>現在、保険料でやっている部分と保険税でやっている部分と二通りあります。平成 22 年の合併前に町の方では保険税として課税されていまして、税として残っている分についての時効は5年です。保険料については2年です。</p> <p>先ほどおっしゃっていましたが一般に商取引の場合、請求書を出せば時効が中断するという事ではないかということなのですが、催告書を出して6ヶ月以内に一部納付があるとか、納付誓約書という承認行為をしたとか差し押さえなどの滞納処分をした場合に時効は中断いたします。</p>
議長	<p>そういう行為をいつも行っているということですね。</p>
事務局 (滞納整理課長)	<p>行っています。</p>
議長	<p>時効があっても中断されているから、免除になっているわけではないのですね。</p>
事務局 (滞納整理課長)	<p>滞納整理課の業務としましては、まず、税務課の方から国民健康保険料の納付書を出して、納期限までに納められない場合は督促状を出します。督促状の納期限までに納められない場合は、滞納整理課の方にきます。滞納整理課の方では催告書の発送から始まりまして、財産調査を行い、財産のある方については差し押さえをして未納の国保料に充当します。財産がなくて資力がない方については、不納欠損という形になってまいります。</p>
議長	<p>そのあと、時効になるのですね。</p>
事務局 (滞納整理課長)	<p>はい、そうです。</p>
議長	<p>だから、時効はないのですね。</p>
事務局 (滞納整理課長)	<p>時効は2年なり5年あるのですが、差し押さえなり誓約書なり、一部納付があれば当初の2年なり5年の時効は伸びていくわけですね。最終的に資力がない状態になられた場合は、時効を待って、その時効が完成した時点で不納欠損の処理をすることになります。</p>
委員	<p>滞納繰越分の 24.6%の収納率がありますが、これは今まで積み重なった滞納分ということですね。</p>
事務局	<p>これは、平成 29 年度中に納めていただいた保険料の収納率です。現年度分と</p>

(滞納整理課長)	<p>というのは平成 29 年度の方で、滞納繰越分は平成 28 年度以前の分になります。それがどれだけ収まったかというものが、24.64%という収納率になります。収まった割合です。</p>
議長	<p>不納欠損する場合、ルールがあるのですね。どういう場合ができるのか、条例とか、議会に上げるとかあるのですね。</p>
事務局 (滞納整理課長)	<p>議会に上げる必要はないです。国民健康保険料は税金と同じで時効年限が来れば徴収権そのものが消滅してしまいます。一般の商取引の時効は、時効の援用を必要とするとされているのですが、保険料の場合は時効の援用を必要としないので、時効が完成すれば徴収権そのものが消滅するという事です。逆に、徴収すれば違法となります。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>それから、保険料と税を県下で統一するかどうかという話ですね。</p>
事務局 (保険医療課長)	<p>最後のご質問で、県の方で料と税の統一がなされるのかということですが、県の会議などにも出席していますが、税と料を統一するという県の中での動きはあまりありません。それよりも、料率を統一する動きの方がありまして、県内どこの市町に住んでいても同じ収入、同じような家族構成であればだいたい同じような保険料がかかるということを目指しましょうというふうに県は動いているという状況です。</p>
委員	<p>平成 24 年度にはそういうふうになるだろうという知事のコメントが出ていますが、今、申しあげているのは、税と料のどちらもメリットとデメリットがあります。長浜市としては時効が 5 年というふうになっていますので、税の方がメリットがあると思うのです。ただ、デメリットは議会の承認を得なくてはならないということだと思います。</p>
事務局 (滞納整理課長)	<p>議会への承認は特に必要はありませんが、報告はさせていただいています。国民健康保険料は税金と同じ考え方で、徴収権の消滅時効という考え方がありまして、時効年限が来れば徴収権そのものが消滅します。議会の承認ではなく、何年度は不納欠損がどれだけという報告はさせていただいております。</p>
委員	<p>1 回目の資料の滋賀夕刊にはそういうふうに書いていました。1 番下段の左側です。</p>
事務局 (滞納整理課長)	<p>ここに書いていますのは、税額の変更をする場合、条例改正のために議会の議決が必要ということが書いています。徴収権の消滅については議会の議決ということは書かれていません。</p>
委員	<p>わかりました。</p>

議長	その他、ご質問等はありませんか。
委員	健康保険の重点事業5ページの人間ドッグ助成事業についてお聞きします。 平成29年度の対象者が600人から700人と拡大されたと書いていますが、今年も拡大されているのですか。
事務局 (保険医療課長)	今年は900人です。
委員	平成28年度に退職し、毎年、社会保険で人間ドッグを受けていたが莫大な費用でした。平成29年度に市役所へ伺ったら、すでに予約でいっぱいでした。8月頃に行きましたが、もっと早く来た方が良くということに断られたということがあります。助成額がかなり大きいので、できたら拡大してほしいと思いましたが、900人に拡大されているのならけっこうです。
議長	今、何人ぐらいですか。
事務局 (保険医療課長)	今、632人です。去年に比べると、人間ドッグの申込みが低調でありまして、この場でもお願いしようかと思っておりました。去年は確かにお断りした方もありましたので、非常に残念でした。特定健診の受診率アップにもつながりますので、今年は思い切って900人までアップしましたが、そこまで達していませんので、ぜひみなさんも国保の方でドッグご希望の方がいらっしゃいましたらご紹介いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。
議長	時間も押してきておりますので、(2)「平成29年度国民健康保険特別会計(直診勘定)決算について」、事務局から説明をお願いします。
事務局 (健康推進課参事)	平成29年度長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)決算について (健康福祉課参事説明) 説明趣旨 ・直営診療所の状況の説明 ・平成29年度の歳入歳出状況を説明
議長	ただ今、直営診療所について事務局から説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。 はいどうぞ。
委員	国民健康保険の直営診療所についてご説明いただきましたけれども、どの診療所におきましても建物とか設備の老朽化、医師不足、赤字の補填ということで、いろいろ説明をいただきました。平成30年から直面するいろいろな問題があると思えますが、早急にまず何をやっていかなければならないかということで、平成30年度から何を取り組んでいかれるのか説明をお願いします。 確かに必要な診療所でございます。継続していかなければならない診療所がたくさんあり、地域住民として大変必要なものですが、建物の老朽化、医師の不

足、赤字とかいろいろ絡んできますので、どう解決していくかということが問題かと思います。今までも取り組んでおられると思うのですが、平成 30 年度はどう取り組んでいかれるのか説明いただきたいと思います。

議長

事務局、よろしくをお願いします。

事務局
(健康推進課参
事)

平成 30 年度の取組みについてご説明させていただきます。今ほどおっしゃっていただきましたように医師不足、医療関係従事者の不足が非常に問題となっております。まず 1 点目としまして、資料の 3 ページ、右になりますが、西浅井に永原診療所、塩津診療所と 2 ヶ所ございます。その拠点化を行いまして 1 ヶ所にそれぞれの先生、スタッフが集まっておきまして、そこから菅浦の出張診療所や塩津の診療所の方に出向いていただくようなことを考えまして、今、工事に入っていく状況でございます。中之郷診療所につきましては、現在まで非常勤で急場をしのいでおりましたが、この 4 月から湖北病院が運営を行いまして、湖北病院の方から医師と医療職員を派遣していただくということで人材確保の対策をとっています。あと、浅井診療所と浅井歯科診療所については、先ほどご説明させていただきました通りでございます。

議長

平成 30 年度の運営については、将来的も含めてそういう方向でいきたいということですね。

委員

議長。

議長

はい、どうぞ。

委員

2 ページの決算ですが、繰入金と赤字補填の繰入金の 2 つの繰入金があるのですが、この 2 つの繰入金はどういう意味なのか。繰入金はどこから繰り出しておられるのかお聞きしたい。それと、歳入も歳出も、四捨五入しておられるのですか。歳入は千円多い、歳出は千円少ないのですが、これの事はお答えいただく今必要ありません。

議長

繰入金の内訳を知りたいということですね。事務局、お願いします。

事務局
(健康推進課参
事)

繰入金につきましては、一般会計から特別会計への繰入金となります。赤字補填の部分とへき地の診療所については、国の方から交付税をいただいておりますので、それを一部充てているということです。繰入金の赤字補填以外の部分については、国からの交付税を一般会計から繰り入れをしているところでございます。赤字補填分は、赤字補填分として一般会計から繰り入れています。

議長

へき地域医療対策として、従来は、国から補助金として入れていたのですけれども、三位一体で、交付税が一括して市町村へ交付されている。長浜市の場合は、湖北病院がへき地医療を担うとして、地方交付税が来ていると思いますが、その分を本来、それに使うべきものですから、目的はついていないのですが、一

	<p>般会計から繰入金という恰好で入れているということです。従来は補助金として入ってきていたものが地方交付税として入ってきているので、赤字補填という意味ではないということです。赤字補填は全く収支が伴わないので、その分は一般財源を、いわゆる市民の税金を投入して赤字を補填しているということです。もともと財源が違うのです。上の方は国の方からの補填ですし、下の方は市民の税金からきているという考え方です。</p>
委員	<p>そのような説明をしていただけるとわかりやすいです。</p>
議長	<p>説明のときに備考にでも追記してください。その他、何かありませんか。</p>
委員	<p>浅井東とか塩津、永原は指定管理ということですがけれども、経費の中で、指定管理料はどこに表れてくるのですか。総務費の中でみておられるのですか。</p>
事務局（健康推進課参事）	<p>はい、そうです。</p>
委員	<p>直営よりも指定管理の方がやはり、かなり効果が上がっていることになるのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局（健康福祉課参事）	<p>浅井東、塩津永原の指定管理料につきましては、歳出の総務管理費の中に入っております。また、指定管理ということでそれぞれのところをお願いすることによりまして、特に浅井東診療所につきましては、医師を4人確保していただき、非常に困難なところで人材確保、また、訪問診療を幅広く行っていただいているということで指定管理の効果があがっているということでございます。</p>
議長	<p>指定管理は、5年間ですか。</p>
事務局（健康福祉課参事）	<p>両方とも5年間です。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>直診の浅井診療所、浅井歯科診療所ですが、先ほど方向性についてご報告がありました。一つは指定管理で浅井診療所は進めていくという方針ということ、もう一つ、歯科診療所については、これから関係者と協議をされていくということです。ということは、浅井診療所は一定の方向性を決められたということで理解してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>存続の方向性ということでしょうか。5年間、指定管理ということですね。</p>
事務局（健康福祉課参事）	<p>指定管理に出している間は国保直診ということになります。その契約が終わる時点で評価をいたしまして、市としましては、国保診療所としては存続の必要は</p>

	ないかと考えております。
議長	ちょっとわかりにくいです
事務局（健康福祉部長）	<p>浅井東診療所の方向としましては、基本的に、市が今後、へき地の国保診療所として維持していきたいと考えています。</p> <p>また、浅井診療所については、先ほど説明にありましたように、周辺に民間のクリニックができておりまして利用人数が減ってきている現状を考えますと、今後、市が直営で国保診療所として維持していくのは困難であろうと考えています。しかしながら、下草野学区で一定の人数がありますことから、民間への譲渡ということも視野に入れているのも事実です。しかしながら、すぐに譲渡ということでもございませんので、他の診療所をお願いしています指定管理による医師の確保という方法もございますので、その指定管理での医師確保ということで運営をしたいというふうに考えており、その方向で今後進めていきたいと考えております。</p> <p>従って、さきほどご質問にありましたように、今後も継続的に国保診療所について、他の診療所と同様に指定管理制度で維持するというよりは民間側へ移管を図る扱いをしていくのが適当でないかということで浅井診療所は考えているところでございます。特に、長年、浅井診療所を守っていただいた先生が、今回、定年退職されるという事態もございます。本来ですと、県の派遣ですので、引き続き県の方へお願いするところですが、県からも派遣は非常に困難と数年前から言われているという現状もございますので、やむなくそういう形にさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんがご理解をお願いします。</p>
議長	<p>とりあえず、過渡的な措置といいますか、指定管理というよりは、今のところ存続で、将来的には民間に移管するという方向で進めていくということですね。</p> <p>他に何か質問はありますか。</p> <p>なければ、次に会議次第5の「その他」ですが、事務局の方から何かありますか。</p>
事務局（保険医療課）	<p>お手元の資料3をご覧ください。第1会の運営協議会で配付させていただいておりますが、当初、運営協議会を5月、8月、3月の3回を予定しておりましたが、10月に第3回を開催させていただきまして、財政調整基金と直営診療所についてご審議をお願いしたいと思います。なお、日程については、後日ご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご質問等ございませんか？</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>なければ、これをもちまして、平成30年度「第2回長浜市国民健康保険運営協議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>

事務局

本日は、長時間のご審議誠にありがとうございました。
お気をつけてお帰り下さい。

《閉会 午後 3 時 30 分》

長浜市国民健康保険規則第 7 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 3 0 年 8 月 2 3 日

長浜市国民健康保険運営協議会議長

小 林 治一良

署 名 委 員

室 谷 節 子

署 名 委 員

福 井 正 俊